

候補者が就労開始後下記期間内に退職した場合、甲が乙に対し退職日から5営業日以内に退職の事実及びその理由を書面で提出していること及びコンテンジェンシー・フィーが期日までに支払われていることを条件に、乙は以下の金額を甲に返還するものとする。

- ① 入社から3ヶ月以内に退職した場合
コンテンジェンシー・フィーの50%